

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

有田川町の総人口は、平成 12 年までは穏やかな減少傾向であったが、その後は加速度的に減少している。それに伴い高齢化が進み、平成 27 年では総人口 26,361 人の内、65 歳以上の高齢者人口は 8,370 人であり、約 32%を占めるに至っている。

また有田川町の産業としては柑橘を主体とした農業が主で、第一次産業従事者が 3,701 人で、就労人口 13,701 に占める割合は約 27%を占めている。残り 70%余りを第二次、第三次産業で占めるが、そのほとんどが中小企業者である。

今後は町内中小企業者の労働生産性の向上を図るため、先端設備等の導入を支援していくことが、喫緊の課題である。

(2) 目標

有田川町産業の生産性の向上を短期間に実現するための措置が早急に取りられなければ、有田川町産業の競争力が大きく低下する恐れがある。そのため本導入促進基本計画の目標としては、導入促進基本計画の計画期間内における先端設備等導入基本計画の認定数が、年間 10 件を目指す。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する指針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画における対象設備は、多様な産業の設備投資を支援するため、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等のすべてとする。

ただし、売電を目的とした太陽光発電事業を始めとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、経済波及効果が雇用に結びつくことが少なく、産業集積等の効果も希薄であるため、本計画において対象とする業種・事業から除く。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画の対象地区は、区域に偏りなく広く中小企業の生産性向上を実現するため、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

町内のすべての中小企業において労働生産性が伸び悩んでいることから、本計画に

においては労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取り組みや反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 町税滞納者及び町税未申告者にかかる先端設備等導入計画は、特段の事情がある場合を除き、認定の対象としない。